



子ども／教育

活用できる情報ツール

問 子ども家庭課管理係 TEL 5273-4260 FAX 5273-3610

はっぴー子育て

妊娠期から就学前のお子さんを持つ方を対象とした、子育てに関するさまざまな情報をまとめた子育て応援サイトです。



新宿区子育てタウン

検索

しんじゅく子育て応援ナビ

●スマートフォン専用アプリ(無料)

妊娠期から就学前のお子さんのいる方を対象に、出産や子育てに役立つ情報をお手持ちのスマートフォンにお届けします。授乳やおむつ替え等ができる店舗や区の施設を検索できる「子育て応援ショップ&マップ」もご利用いただけます。詳しくは区のホームページをご覧ください。



区ホームページ



●ウェブ版「子育て応援ショップ&子育て応援マップ」

新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」から利用できます。

新宿区子育てショップマップ

検索

妊娠／出産

妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠の診断を受けた方は、妊娠届をご提出ください。届出をされた方に「母子健康手帳」と妊婦健康診査受診票などが入った「母と子の保健バッグ」をお渡しします。

対象 区に住民登録のある妊婦の方

場所 各保健センター、健康づくり課健康づくり推進係、各特別出張所(特別出張所では、「ゆりかご・しんじゅく(妊婦を対象とした面談)」はお受けいただけません)

各保健センター → P86
健康づくり課健康づくり推進係
TEL 5273-3047
FAX 5273-3930



ゆりかご・しんじゅく

妊婦の方を対象として、看護職による面談を行います。面談では、区の母子サービスを紹介するほか妊婦支援給付金の申請書をお渡しします。後日、ゆりかご応援ギフト(1万円相当)をお送りします。

対象 区に住民登録のある妊婦の方(他の区市町村から転入した方も含みます)

※妊婦支援給付金は他の自治体で支給を受けていない方が対象です。

期間 妊娠中に面談を受けてください。

場所 各保健センター、健康づくり課健康づくり推進係

各保健センター → P86
健康づくり課健康づくり推進係
TEL 5273-3047
FAX 5273-3930



妊婦健康診査費の一部助成

妊婦健康診査費の負担を軽減するため、妊娠の届出をした方に受診票を交付します。助成額には上限があり、指導内容や検査項目により自己負担が発生することがあります。また、里帰り等で受診票を使用できない場合は、一部費用を助成する制度があります。

対象 区に住民登録のある妊婦の方(他の区市町村から転入した方も含みます)

受診票 妊婦健康診査(14回分)、妊婦超音波検査(4回分)、妊婦子宮頸がん検診(1回分)

使用できる場所 都内の委託医療機関

健康づくり課健康づくり推進係
TEL 5273-3047
FAX 5273-3930



産後ケア事業

産後にお母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や授乳のアドバイス、沐浴の練習、育児相談等の支援を受けることができます。ショートステイ型(施設に宿泊)・デイサービス型(施設に通所)・アウトリーチ型(自宅に訪問)の3つの種類があります。

申請方法 利用登録申請書を妊娠7か月(24週)以降、お住まいの地域を担当する保健センターへ提出してください。

保健センター
保健センター担当一覧:



各保健センター → P86
健康づくり課健康づくり推進係
TEL 5273-3047
FAX 5273-3930



保健指導票の交付

生活保護を受けている世帯または特別区民税が非課税の世帯の妊産婦と乳幼児に、委託医療機関での一般・歯科の保健指導、新生児聴覚検査に要する費用を負担します。

各保健センター
→ P86



新生児聴覚検査費用の一部助成

耳のきこえの障害を発見するために、生後間もない時期に実施する検査です。妊娠の届出をした方に受診票を交付します。助成額には上限があり、指導内容や検査項目により自己負担が発生することがあります。また、里帰り等で受診票を使用できない場合は、一部費用を助成する制度があります。

対象 区に住民登録のある妊婦の方(他の区市町村から転入した方も含みます)

受診票 新生児聴覚検査(1回分)

使用できる場所 都内の委託医療機関

有効期間 生後50日に達する日まで

健康づくり課健康づくり推進係

TEL 5273-3047

FAX 5273-3930



母親(両親)学級

妊娠・出産・育児について、妊娠中の方やこれから父親になる方を対象に講座を開催します。

各保健センター
→ P86

はじめまして赤ちゃん応援教室

妊娠中の方や産後4か月までの母親等を対象に、子育てについてのグループワークや助産師・保健師などによる相談などを行います。

各保健センター
→ P86

すくすく赤ちゃん訪問

生後4か月以内の赤ちゃんを持つ家庭に訪問指導員(助産師または保健師等)が訪問し、発育・栄養・環境・病気予防などの指導やアドバイスをします。すくすく赤ちゃん訪問を受けた方には、妊婦支援給付金の申請書をお渡しします。

各保健センター
→ P86



乳幼児健康診査

生後3~4か月児・1歳6か月児(歯科のみ)・3歳児・5歳児(令和8年7月実施予定)が対象です。また、指定医療機関で6か月児・9か月児・1歳6か月児を対象に無料健診と保健指導を行います。1歳6か月児健診受診後に、バースデーサポートギフトをお送りします。

各保健センター
→ P86



産婦歯科健康相談

1歳未満の子どもを持つ母親を対象に、産後の口腔状態の変化に伴う歯周疾患やむし歯の予防のため、育児相談の日にあわせて歯科相談を実施します。

各保健センター
→ P86



妊婦歯科健康診査

歯科健診が受診できます。受診票は母子健康手帳交付時にお渡しします。

対象 妊婦または産後1年未満の産婦

回数 1回

期間 妊娠中~産後1年未満(お子さんの1歳の誕生日前日まで)

場所 区内の協力歯科医療機関

健康づくり課健康づくり推進係

TEL 5273-3047

FAX 5273-3930



離乳食講習会

生後5~6か月頃の子どものことを持つ保護者を対象に開催します。

各保健センター
→ P86

1歳児食事講習会

1歳~1歳6か月頃の子どものことを持つ保護者を対象に開催します。

各保健センター
→ P86



子ども総合センター／ 子ども家庭支援センター

子ども総合センター／子ども家庭支援センター

問 子ども総合センター

(新宿7-3-29 新宿ここ・から広場内) (地図P57)

TEL 3232-0674 FAX 3232-0666

信濃町子ども家庭支援センター(信濃町20) (地図P55)

TEL 3357-6851 FAX 3357-6852

榎町子ども家庭支援センター(榎町36) (地図P56)

TEL 3269-7304 FAX 3269-7305

中落合子ども家庭支援センター(中落合2-7-24) (地図P58)

TEL 3952-7751 FAX 3952-7164

北新宿子ども家庭支援センター(北新宿3-20-2) (地図P59)

TEL 3365-1121 FAX 3365-1122

子育て中の方や18歳未満のお子さんが地域で安心して暮らせるよう、さまざまな子育て支援事業を実施しています。

子どもと家庭の総合相談

子育て中の不安や悩みをスタッフが一緒に考え、アドバイスします(電話・来所)。

相談専用電話

子ども総合センター TEL 3232-0675

信濃町子ども家庭支援センター TEL 3357-6855

榎町子ども家庭支援センター TEL 3269-7345

中落合子ども家庭支援センター TEL 3952-7752

北新宿子ども家庭支援センター TEL 3362-4152

受付時間

子ども総合センター

月～土曜日 午前8時30分～午後7時

日曜日・祝日(電話相談のみ) 午前8時30分～午後5時

子ども家庭支援センター

月～金曜日 午前8時30分～午後5時

土曜日の来所相談・電話相談、日曜日・祝日の電話相談は子ども総合センターで行っています。

発達支援(実施場所 子ども総合センター)

発達相談・サービス利用相談

発達に心配のあるお子さんについての相談・助言・検査を行っています(電話・来所)。

相談専用電話 TEL 6273-8701

受付時間(祝日等を除く)

月～金曜日 午前8時30分～午後6時

土曜日 午前8時30分～午後5時

通所による発達支援

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

遊びを中心とした活動を通して、心身の豊かな成長・発達を促します。親子通所グループ・単独通所グループ・就園児グループ等があります。個別指導も行います。

保育所等訪問支援

保育所等(保育園・子ども園・幼稚園)を利用する配慮を必要とするお子さんが楽しく集団生活をおくれるように、支援員が保育所等を訪問し、支援します。

在宅児等訪問支援

お子さんの状態やご家庭の事情などで通所ができない場合、ご自宅等へ訪問し、遊びや生活の指導、情報提供等を行います。

障害幼児一時保育

一時的に保育が必要なとき、心身に障害や発達に心配のある3歳以上のお子さんをお預かりします。事前に登録が必要です。(予約受付・利用:午前9時～午後5時)

ペアレントメンター

先輩保護者(ペアレントメンター)が、ご相談に応じます。

子どもショートステイ

保護者の入院、出産、介護、育児疲れ等で、昼夜を通してお子さんを養育する方がいないときに、区内の乳児院や協力家庭等でお預かりします。

対象 区内在住の生後60日～18歳未満のお子さん

利用料 1泊(24時間) 3,000円(減免制度あり)

問い合わせ・申込み 子ども総合センターへ

トワイライトステイ

夜間(17時～22時)、仕事等でお子さんを養育できないときに、協力家庭等でお預かりします。利用するための要件についてはお問合わせください。

対象 区内在住の生後60日～18歳未満のお子さん

利用料 1回2,000円(減免制度あり)

問い合わせ・申込み 子ども総合センターへ

産前産後支援事業

妊娠中や出産後の家事や育児の支援を行うヘルパーまたは、産後ドゥーラを派遣します。

※事前の利用申請が必要です。

対象 (区内在住で次のいずれかに該当する方)

- 妊婦の方
- 0歳のお子さんを養育されている方
- 1～2歳のお子さんと3歳以下のきょうだいを養育されている多子家庭の方
- 0～2歳の多胎児(双子、三つ子など)を養育している方

利用料 1時間1,000円または1,500円(減免制度あり)

問い合わせ 子ども総合センターへ

TEL 3232-0695

- 申請方法や利用の詳細については二次元コードからご確認ください。



ひろば型一時保育

リフレッシュしたいときや仕事など、理由を問わず1日4時間までお子さんをお預かりします。事前に各センターの利用登録・予約が必要です。

実施場所 子ども総合センター TEL 3232-0695
榎町子ども家庭支援センター、中落合子ども家庭支援センター

対象 生後6か月～就学前のお子さん

利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

利用料 最初の1時間は950円。以後30分ごとに350円

相談

子どもの教育相談

子どもの性格・行動・心身の健康・発達・学業・いじめなど、教育上の問題や悩みごとの相談に応じます。

面接相談 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後6時
(受け付けは午後5時30分まで)
予約制。保護者の方が電話で教育相談室へお申し込みください。

電話相談 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時
相談専用電話 TEL 3232-2711

教育相談室(大久保3-1-2 教育センター内)

地図 → P57

TEL 3232-3071

FAX 3232-2710



新宿子どもほっとライン(子どものいじめ相談)

学校でのいじめ・友達・家族のことなどで悩んでいるときは、ひとりで悩まないで電話をしてください。

相談専用電話 TEL 3232-2070

受付時間 月～金曜日 午後5時～10時
土・日曜日、祝日、年末年始
正午～午後10時

教育相談室



区立保育園・子ども園の子育て相談

お子さんの育ちや食事の仕方など、子育てについてお困りのときは、相談専用電話番号(保育園・子ども園 → P29～31)へお気軽にご相談ください。

区立保育園

相談日 火～金曜日(祝日等を除く)

相談時間 午後1時～3時

区立子ども園

相談日 月～土曜日(祝日等を除く。土曜日は一部の園で実施)

相談時間 午前9時～午後5時

保育指導課支援係

TEL 5273-4318

FAX 3209-2795



乳幼児の健康相談・育児相談

子育て中の保護者の方を対象に、育児に関することや、乳幼児の心や体の健康・発育・発達・栄養・歯のことなどについて、保健師・栄養士・歯科衛生士などが相談に応じます。

各保健センター

→ P86



子ども相談

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じます。相談内容に応じた調査や診断を行い、適切な助言や援助をします。

緊急に保護が必要な子どもの一時保護、各種児童福祉施設への入所手続きなどもします。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

※虐待等の緊急性のある相談については、夜間や、土・日曜日、祝日等(年末年始を含む)も対応しています(全国共通3桁ダイヤル189「いちはやく」)。

都 児童相談センター 北新宿4-6-1

TEL 5937-2317

よいこに電話相談

子育てに関する親からの悩み、子ども本人からの悩み等の相談に応じます。匿名で受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

相談専用電話 TEL 3366-4152

FAX 3366-6036(聴覚・言語障害者専用)

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日(年末年始を除く)
午前9時～午後5時

都 児童相談センター

ひとり親家庭への支援・相談

ひとり親相談

ひとり親家庭の各種問題に、母子・父子自立支援員等が相談に応じます。また、就職・転職・資格取得に関する相談もお受けします。

養育費確保支援事業

養育費の取り決めに必要な公正証書の作成や裁判所への申し立て費用、認証ADRの利用に係る費用、弁護士への相談料の一部を助成する制度です。

自立支援教育訓練給付事業

ひとり親家庭の親の就業を促進するため、厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。詳しくは、事前にお問い合わせください。

高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の親が就職を容易にするために必要な資格の取得に係る養成機関等(6か月以上)に通う場合、給付金を支給します。詳しくは、事前にお問い合わせください。

ひとり親家庭休養ホーム

ひとり親家庭の親と子(20歳未満)が、区指定の施設を低額な料金で利用できる制度です。親のみ、子どものみの利用はできません。

家事援助者雇用費助成 (ひとり親家庭家事・育児サポート)

ひとり親家庭に、ベビーシッター・ホームヘルパー等の家事援助者を雇用するための費用を助成します。

東京都母子及び父子福祉資金

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭に、修学・就職資金などを貸し付けます(審査あり)。

母子生活支援施設

母子家庭の方が18歳未満の子どもを養育しながら生活する上でさまざまな問題を抱えている場合に、自立に向けた支援を行う入所施設です。

児童育成担当課育成支援係
TEL 5273-4558 FAX 3209-1145



女性・母子の緊急一時保護

夫やパートナーなどの暴力から逃れたいときに、女性・母子を緊急に一時保護します。

相談時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

生活福祉課相談支援係
(区役所第二分庁舎1階)

TEL 5273-3884
FAX 3209-0278



居場所づくり

乳幼児親子の居場所づくり／仲間づくり

乳幼児の親子が気軽に集えるひろばです。子育て相談や子育て情報の提供なども行っています。利用方法等詳しくは、お問い合わせください。



乳幼児親子の居場所

施設	電話・FAX	住所
子ども総合センター	TEL 3232-0695 FAX 3232-0666	新宿7-3-29 地図 → P57
信濃町子ども家庭支援センター	TEL 3357-6851 FAX 3357-6852	信濃町20 地図 → P55
榎町子ども家庭支援センター	TEL 3269-7304 FAX 3269-7305	榎町36 地図 → P56
中落合子ども家庭支援センター	TEL 3952-7751 FAX 3952-7164	中落合2-7-24 地図 → P58
北新宿子ども家庭支援センター	TEL 3365-1121 FAX 3365-1122	北新宿3-20-2 地図 → P59
地域子育て支援センター二葉	TEL 5363-2170	南元町4
地域子育て支援センター原町みゆき	TEL 3356-2663	原町2-43
ゆったりーの	TEL 5228-4377	北山伏町2-17
四谷子ども園 つどいのへや	TEL 5369-3170 FAX 3341-1801	四谷2-6
あいじつ子ども園 ことりクラブ	TEL 3267-3950 FAX 3260-0331	北町17
西新宿子ども園 ひよこクラブ	TEL 3377-9351 FAX 3377-9663	西新宿4-35-5
柏木子ども園 カンガルークラブ	TEL FAX 3369-1062	北新宿2-3-7
おちごなかい子ども園 さくらんぼクラブ	TEL 3227-2048 FAX 3227-2050	上落合3-1-6
大木戸子ども園 にじのひろば	TEL 3358-1431 FAX 3358-6794	四谷4-17
しなのまち子ども園 にこにこクラブ	TEL FAX 3357-5136	信濃町20
戸山第一子ども園 といちっこひろば	TEL FAX 3202-7820	戸山2-26-101
西落合子ども園 めだかクラブ	TEL 3954-1064 FAX 3954-2044	西落合 1-31-24
北新宿子ども園 にこにこ会	TEL 3365-0225 FAX 3365-1686	北新宿3-20-2
しんえい子ども園 もくもくつくしんぼ	TEL 5332-5544	高田馬場 4-36-12
ChaCha Children Higashitoyama ChaCha time	TEL 5155-4321	戸山2-34-101
大久保わかさ子ども園 さくらんぼクラブ	TEL 6265-9992	大久保1-4-1



施設	電話・FAX	住所
富久ソラのこども園 ちいさなうちゅう 大きなおうちひろば	TEL 6380-0414	富久町14-1
新宿せいが子ども園 かぜとひかりひろば	TEL 3954-4190	下落合 2-10-20
しんじゅくいるま こども園 ハミング カフェ&ケア	TEL 6302-1221	戸山1-21-1
認定こども園 新宿ベアーズ 子育てひろば	TEL 6276-5431	西新宿5-25-11 エイジーエス西 新宿ビル1・3階
西戸山幼稚園 つどいのへや どんぐり	TEL 3362-0400 FAX 3360-1258 (つどいのへや専用) TEL 3362-0423	百人町4-7-1

プレイパーク

地域住民が中心となって運営しています。屋外で子どもが「自分の責任で自由に遊べる」環境を整備して子どもを見守る活動です。

区内のプレイパーク

- 新宿・戸山プレイパークの会
- 四谷冒険あそびの会
- 西新宿冒険あそび・わんぱーく
- おちあいプレイパーク

子育て支援課子育て支援係

TEL 3232-0695
FAX 3232-0666



落合三世代交流サロン

開館時間 月～土曜日

午前10時～午後4時(年末年始を除く)

子どもを中心に、幅広い世代の方が自由に交流できる「地域のお茶の間」のような施設です。小さなお子さんが楽しく遊べるスペースや、持参したお弁当を食べることができるコーナー、レクリエーションルームなどがあります。クリスマス会などのイベントも開催しています。カフェ・リサイクル・レク&カル・子育て・ミニFMの5つのプロジェクトがさまざまな活動を企画・実施しています。

(西落合1-31-24 西落合児童館2階)

TEL 3954-2740
FAX 3954-2741



手当／助成

子どもに関する手当・医療費助成・誕生祝い品

いずれの手当も支給開始は申請した月の翌月分からとなります。

児童育成担当課

TEL 5273-4546 (子ども医療・手当係)

TEL 5273-4558 (育成支援係)

FAX 3209-1145

児童手当

対象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

金額

(1) 第1子・第2子

● 0歳～3歳未満 月額15,000円

● 3歳～高校生年代 月額10,000円

(2) 第3子以降

● 0歳～高校生年代 月額30,000円

備考

● 所得制限なし

● 子の人数は22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子の中で数えます。18歳年度末を経過したお子さんを子のカウント対象とするには、確認書等の提出が必要となります。

児童育成担当課子ども医療・手当係

TEL 5273-4546

FAX 3209-1145



児童扶養手当

対 象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障害児は20歳未満)の児童を養育している方

- (1) 父母が離婚した
- (2) 父または母が死亡、生死不明である
- (3) 父または母が重度の障害を有する
- (4) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- (6) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- (7) 婚姻によらない出生である(父子家庭の場合は母、母子家庭の場合は父の扶養がある場合を除く)

金 額

児童1人の場合

月額11,010円～46,690円

以後1人増えるごとに5,520円～11,030円を加算

※金額は令和7年4月現在

備 考

- 所得制限あり
- 所得に応じて支給額が変わります。
- 児童が児童福祉施設に入所している場合を除く

児童育成担当課育成支援係

TEL 5273-4558

FAX 3209-1145



特別児童扶養手当

対 象

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している方

- (1) 身体障害
 - おおむね「身体障害者手帳」1級～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)
 - 疾患により長期にわたる安静を必要とする程度の状態にあるものなど
- (2) 知的障害
 - おおむね「愛の手帳」1度～3度程度
- (3) 精神障害
 - 上記と同程度の障害(自閉スペクトラム症等により日常生活に著しい制限を受ける方等)
- (4) 重複障害
 - 複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。

金 額

障害の状況に応じ、特児1級または特児2級として認定

特児1級の場合 月額56,800円

特児2級の場合 月額37,830円

※金額は令和7年4月現在

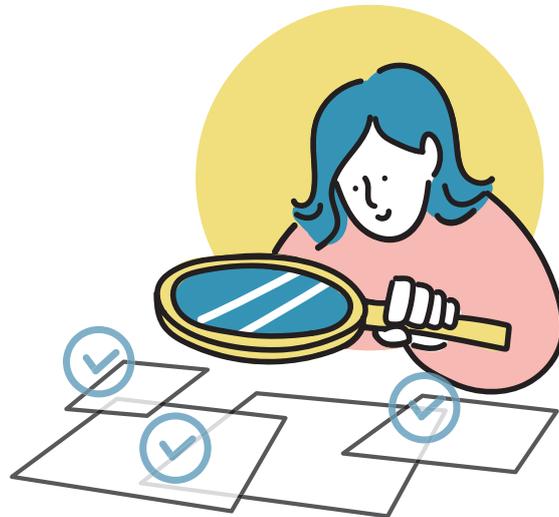
備 考

- 所得制限あり
- 障害児が障害を理由とする公的年金受給、児童福祉施設に入所している場合を除く

児童育成担当課育成支援係

TEL 5273-4558

FAX 3209-1145



児童育成手当〔育成手当〕

対 象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方

- (1) 父母が離婚した
- (2) 父または母が死亡、生死不明である
- (3) 父または母が重度の障害を有する
- (4) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- (6) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- (7) 婚姻によらない出生である（父子家庭の場合は母、母子家庭の場合は父の扶養がある場合を除く）

金 額

児童1人に付き 月額13,500円

備 考

- 所得制限あり
- 児童が児童福祉施設に入所している場合を除く

児童育成担当課育成支援係

TEL 5273-4558

FAX 3209-1145



児童育成手当〔障害手当〕

対 象

次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している方

- (1) 「愛の手帳」1～3度程度
- (2) 「身体障害者手帳」1～2級程度
- (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症

金 額

障害児1人に付き 月額15,500円

備 考

- 所得制限あり
- 児童が児童福祉施設に入所している場合を除く

児童育成担当課育成支援係

TEL 5273-4558

FAX 3209-1145



子どもの医療費助成(乳幼児・子ども・高校生等医療証)

対 象

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども

金 額

健康保険適用の自己負担分及び入院時の食事療養費

備 考

- 日本の健康保険未加入、児童福祉施設等に入所して医療費の助成受給者、生活保護を受けている方を除く
- 助成開始は出生・転入日から（出生・転入日の翌日から3か月以内に申請した場合）

児童育成担当課子ども医療・手当係

TEL 5273-4546

FAX 3209-1145



ひとり親家庭の医療費助成

対 象

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害児は20歳未満）の児童を養育しているひとり親の父か母または養育者とその子ども

- (1) 父母が離婚した
- (2) 父または母が死亡、生死不明である
- (3) 父または母が重度の障害を有する
- (4) 父または母に引き続き1年以上遺棄されている
- (5) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- (6) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
- (7) 婚姻によらない出生である（父子家庭の場合は母、母子家庭の場合は父の扶養がある場合を除く）

金 額

健康保険適用の自己負担分の一部または全部を助成

備 考

- 所得制限あり
- 日本の健康保険未加入、児童福祉施設等に入所して医療費の助成受給者、心身障害者医療及び子どもの医療費助成を受けることができる方、生活保護を受けている方を除く
- 助成開始は申請をした日から

児童育成担当課育成支援係

TEL 5273-4558

FAX 3209-1145



誕生祝い品

赤ちゃんの誕生をお祝いして、友好提携都市の長野県伊那市や、区と地球環境保全のための連携に関する協定を締結している群馬県沼田市で作られた木工製品と絵本ガイドブックをお贈りします。対象となる方には区からお知らせします。

児童育成担当課子ども医療・手当係

TEL 5273-4546

FAX 3209-1145



ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)

さまざまなご事情で一時的にベビーシッターによる保育を必要とする方に、利用料の一部を助成します(事前登録不要、所得制限等の利用要件なし)。

対象 区内在住の0歳～未就学児がいる家庭

助成金額 子ども一人1時間当たり 2,500円(午前7時～午後10時)または3,500円(午後10時～翌午前7時)

利用方法 利用方法や申請についての詳細は、二次元コードからご確認ください。

子育て支援課 子育て支援係
TEL 3232-0695 FAX 3232-0666



子どもの慢性的な病気等の医療費助成

18歳未満で、小児慢性特定疾病の治療を受けている方の医療費等を助成します(認定基準あり)。

各保健センター → P86

母子医療給付

■ 自立支援医療(育成医療)

18歳未満の身体に障害のある児童が、生活能力を得るために指定医療機関で必要な医療の給付が受けられます(認定基準・所得制限等あり)。

■ 妊娠高血圧症候群等医療費助成

妊娠高血圧症候群等に罹患し、入院医療を必要としている妊産婦に、医療費を助成します(認定基準・所得制限等あり)。

■ 養育医療

未熟児が1歳までに入院養育を必要とする場合に、医療の給付が受けられます(認定基準あり)。

各保健センター → P86

健康づくり課健康づくり推進係

TEL 5273-3047

FAX 5273-3930



自立支援医療
(育成医療)



妊娠高血圧症候
群等医療費助成



養育医療



予防接種



問 保健予防課予防係 TEL 5273-3859 FAX 5273-3820

お子さんを病気から守るには、予防接種で免疫を獲得することが大切です。

定期接種の接種対象年齢の方には、「予防接種予診票」を郵送しています。予診票を接種対象期間内に区の指定医療機関にお持ちになると、定期接種は無料で受けられます。また、任意の予防接種等は、一部自己負担があります(生活保護を受けている世帯等の方は自己負担金額免除)。任意の予防接種等をご希望の方はお問い合わせください。なお、指定医療機関は新宿区ホームページからご確認ください。

定期の予防接種

予防接種名	接種回数	対象	備考
小児用肺炎球菌	1~4回 ※接種開始時期により異なる	生後2か月~5歳未満	-
B型肝炎	3回	1歳未満 (標準接種期間は生後2か月~9か月未満)	母子感染予防として、健康保険でB型肝炎ワクチンを受けたお子さんは定期接種の対象外です。
ロタウイルス	(1価)2回 (5価)3回	●1価…出生6週0日後~24週0日後 ●5価…出生6週0日後~32週0日後	-
DPT-IPV-Hib(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ5種混合)	4回	生後2か月~7歳6か月未満	-
BCG(結核)	1回	1歳未満 (標準接種期間は生後5か月~8か月未満)	-
麻しん・風しん(MR)	第1期	1回	1歳~2歳未満(2歳の誕生日の前日まで)
	第2期	1回	保育園・幼稚園・子ども園等の年長児相当年齢(令和8年度 令和2年4月2日~3年4月1日生まれ) ※年長児の接種期限は3月31日までです。
水痘(水ぼうそう)	2回	1歳~3歳未満	-
日本脳炎	第1期	3回	生後6か月~7歳6か月未満 (標準接種期間は3歳から)
	第2期	1回	9歳~13歳未満 (標準接種期間は9歳~10歳未満)
DT(ジフテリア・破傷風2種混合)	1回	11歳~13歳未満 (標準接種期間は11歳~12歳未満)	-
HPV(ヒトパピローマウイルス感染症)	2~3回	小学6年生~高校1年生相当年齢の女性 (標準接種期間は中学1年生)	回数は使用ワクチン及び接種開始年齢によって異なります。

任意の予防接種

予防接種名	接種回数	対象	備考
おたふくかぜ	1回	接種日現在、区内在住で1歳~小学校就学前の方(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	-
インフルエンザ	最大2回	区内在住で生後6か月~高校3年生相当(19歳未満の方)	接種期間 毎年10月頃~翌年1月頃
麻しん・風しん(MR) (定期接種未接種者対象)	最大2回 (定期接種未接種回数分)	区内在住で2歳以上18歳以下の方(定期接種対象年齢(年長児相当年齢)の方を除く)	無料
風しん麻しん抗体検査・予防接種	抗体検査1回 予防接種1回	区内在住で19歳以上の妊娠を希望する女性またはパートナー・同居者等	抗体検査は無料、予防接種は一部自己負担
男性HPV (ヒトパピローマウイルス感染症)	3回	小学6年生~高校1年生相当年齢の男性	無料

フッ素塗布

歯と口の健康チェック(歯科健診)とフッ素塗布が受けられます。対象の方には受診票をお送りします。

対 象 3歳～小学1年生

回 数 年2回

期 間 毎年5月1日～翌年3月31日

場 所 区内の協力歯科医療機関

健康づくり課健康づくり推進係

TEL 5273-3047

FAX 5273-3930



幼児教育・保育の無償化

認可保育園、認定こども園などの無償化、認定申請に関すること

保育課入園・認定係

TEL 5273-4527

FAX 3209-2795



施設等利用費の請求に関すること

保育指導課給付係

TEL 5273-4584

FAX 3209-2795



幼稚園の無償化に関すること

学校運営課幼稚園係

TEL 5273-3103

FAX 5273-3580



ファミリーサポート事業、ひろば型一時保育の無償化に関すること

子育て支援課子育て支援係

TEL 3232-0695

FAX 3232-0666

保育園／子ども園／児童館・児童コーナー／学童クラブ

保育園

保護者が就労等により小学校就学前のお子さんの保育を必要とする場合に保育を行う『児童福祉法』に定める児童福祉施設です。

申込みの手引きは、保育課・認可保育園・認定こども園・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページからもダウンロードできます。

保育園一覧 → P29～30

保育課入園・認定係

TEL 5273-4527 FAX 3209-2795



子ども園

小学校就学前のお子さんを保護者の就労等の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律』に定める保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

申込みの手引きは、保育課・認可保育園・認定こども園・特別出張所で配布しています。新宿区ホームページからもダウンロードできます。

子ども園一覧 → P31

保育課入園・認定係

TEL 5273-4527 FAX 3209-2795



地域型保育

家庭的な雰囲気のもとで行う小規模保育、家庭的保育や、事業所内保育、居宅訪問型保育を実施しています。

保育課入園・認定係

TEL 5273-4527 FAX 3209-2795



認証保育所・認可外保育施設の保育料助成

認証保育所・認可外保育施設に通うお子さんの保育料を支払う保護者の方に保育料の助成を行っています。詳しくは新宿区ホームページでご案内しています。

対 象 認証保育所・認可外保育施設(対象施設要件あり)を利用している区内在住の保護者(一定の要件があります)

助 成 額 0～2歳の住民税課税世帯…8万円

0～2歳の住民税非課税世帯…3万8千円

3～5歳…4万円

(現に支払っている保育料を上限とします)

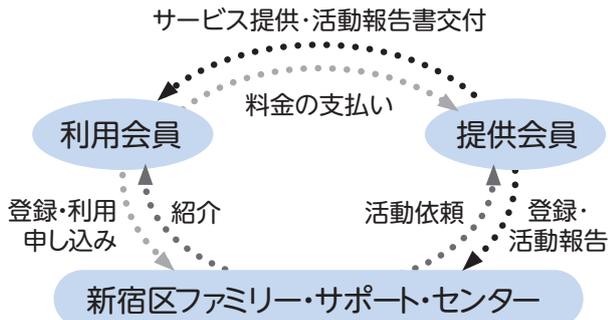
保育指導課給付係

TEL 5273-4584

FAX 3209-2795



ファミリー・サポート・センター



保育施設等への子どもの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)の会員制の相互援助活動です。利用するには事前の登録が必要です(登録説明会は予約制)。

利用会員(子育ての援助を受けたい方)

区内在住・在勤・在学で生後43日から18歳までの児童の保護者。

提供会員(子育ての援助を行いたい方)

区内在住・在学の18歳以上の心身ともに健康な方。登録前にセンターが実施する講習会を受講し、説明会に参加していただきます。

通常の預かり

利用時間 午前6時～午後10時

料金 午前7時～午後7時は1時間800円(その他の時間と年末年始は1時間900円)

病児・病後児預かり(別途登録が必要)

児童が病気または回復期にあり、保育施設などに預けることができないときに、児童をお預かりすることや病児・病後児保育施設への送迎と送迎前後にお預かりする活動です。

病児・病後児預かり利用会員

区内在住の1歳から小学生までの児童の保護者

利用時間 午前8時～午後6時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※利用にあたっては事前に医師の診断が必要
※病状によっては、利用できない場合があります。

料金 1時間1,000円

新宿区社会福祉協議会 (地図P57)
新宿区ファミリー・サポート・センター
TEL 5273-3545 FAX 5273-3082



児童館・児童コーナー／学童クラブ

児童館・児童コーナー(一覧 → P27～28・37)

地域の子どもたちに健全な遊び場を提供するほか、幼児サークルや保護者の方への子育てに関する情報提供や相談等を行っています。



学童クラブ(一覧 → P27～28)

就労等により、昼間保護者が家庭にいない小学生をお預かりし、放課後の遊びと生活の場を提供します。



定期利用料 月額6,000円

延長利用料 月額2,000円または1回200円

※生活保護を受けている世帯、当該年度住民税非課税世帯の方等は、申請により免除の制度があります。

区の学童クラブ利用日時

月～金曜日 (祝日を除く)	放課後～午後6時 延長利用 午後6時～7時
土曜日 (祝日を除く)	午前9時～午後6時 延長利用 午前8時～9時 午後6時～7時
長期休業期間中 (月～金曜日)	午前9時～午後6時 延長利用 午前8時～9時 午後6時～7時

※年末年始は休館。子ども総合センター・子ども家庭支援センターの児童コーナー、児童館の利用日時等は、各施設へお問い合わせください。

民間の学童クラブ一覧 → P28

※利用日時・利用料等詳しくは、各学童クラブへお問い合わせください。

子育て支援課児童館運営係

TEL 5273-4544 FAX 3232-0666

放課後子どもひろば

小学生が自由に集い、自主的に活動する自由な遊び場と体験プログラム提供の場です。全区立小学校で実施しています。



子育て支援課児童館運営係

TEL 5273-4544 FAX 3232-0666

幼稚園／学校

区立幼稚園

すべての園で3年保育を実施しています。

学校運営課幼稚園係

TEL 5273-3103

FAX 5273-3580

(区立幼稚園一覧 → P31)



私立幼稚園

区内に住民登録をされていて、私立幼稚園等(区内・区外を問わず)に通っている幼児の保護者の方で、対象基準に該当する場合に、補助金等を交付します。

学校運営課幼稚園係

TEL 5273-3103

FAX 5273-3580

(私立幼稚園一覧 → P31)



区立小・中学校への新入学

日本国籍をお持ちの小・中学校へ入学する新1年生を対象に、入学の前年の12月に入学通知をお送りします。

※日本国籍のない方については、→ 右記の「外国籍のお子さんの就学」を参照してください。

区立中学校の学校選択制

中学校へ入学する新1年生を対象に学校選択制を導入しています。

選択できる中学校

区内すべての区立中学校

申請の手続き

9月下旬頃に「学校選択票」を配付。10月中に選択。

※通学区域の学校を選択する場合は、「学校選択票」を提出する必要はありません。

指定校変更制度

小・中学校とも、新入学する学校は、住所により教育委員会が指定しますが、指定校を変更せざるを得ない「特別な事情(詳しくは、学校運営課学事係にお問い合わせください)」がある場合には、「指定校変更」の申立が可能です。

申立の手続き

小学校の入学に際しては入学年の前年の9月から、中学校の入学に際しては入学年の2月から受付を行います。

※申立をいただいた理由を踏まえ、審査を行った結果、不許可になる場合があります。

学校運営課学事係

TEL 5273-3089 FAX 5273-3580

(区立小・中学校一覧P31・32)



入学祝金

新たに小・中学校に入学する学齢のお子さんを対象に、入学祝金を支給します。

支給額 新小学校1年生 1人あたり5万円

新中学校1年生 1人あたり10万円

学校運営課給付金担当

TEL 5273-4297

FAX 5273-3580



区立小・中学校への転入学・転校手続き

転入・転居手続きの際に、「入学通知書」を交付します。前籍校の在学証明書と教科用図書給与証明書を一緒に持って指定の学校へ行ってください。指定の学校を変更したいなど特別な事情がある場合は、入学通知書をお持ちの上、学校運営課にご相談ください。

学校運営課学事係

TEL 5273-3089

FAX 5273-3580



外国籍のお子さんの就学

申請により入学が認められます。保護者とお子さんの在留カード等をお持ちの上、ご相談ください。

学校運営課学事係

TEL 5273-3089

FAX 5273-3580



義務教育費に困るとき(就学援助)

学用品費・修学旅行費など、小・中学校で必要な費用にお困りの方は、世帯の所得状況によって教育費の補助が受けられます。

学校運営課学事係

TEL 5273-3089

FAX 5273-3580



学校給食費等助成(私立学校就学者等支援給付金)

区立学校以外の学校に通うお子さん等に対して、区立学校の給食費相当額を給付金として年3回に分けて支給します。

学校運営課給付金担当

TEL 5273-4297

TEL 5273-3580



特別な支援を必要とするお子さんの就学 (区立小・中学校・特別支援学校等)

心身の障害などにより、特別な支援や配慮が必要なお子さんの就学・転学について、ご相談ください。区では、お子さんの障害や特性に応じた教育の場を設けています。

知的障害のお子さんには

愛日小(若竹学級) 四谷中(新苑学級)
東戸山小(若草学級) 西新宿中(E組)
花園小(新苑学級) 新宿中(若草学級)
落合第二小(若葉学級)
柏木小(柏葉学級)

発達障害等のお子さんには

区立のすべての小・中学校に「まなびの教室」を設置しています(おおむね週1～2時間程度の指導)。

肢体不自由のお子さんには

新宿養護学校

発音やきこえが気になるお子さんには

ことばの教室(東戸山小内)

TEL 3204-5533 FAX 3204-3353

長期入院・通学が困難なお子さんには

新宿養護学校(訪問学級)
余丁町小(わかまつ学級)※

※東京女子医科大学病院内にある院内学級

教育支援課特別支援教育係

TEL 3232-3074 FAX 3232-1079



区の奨学資金制度

学習意欲があり、経済的な理由で高等学校等への入学が困難な方を対象に、入学の準備に必要な資金を無利子でお貸しします(返還免除規定あり)。

募集は「広報新宿」等でお知らせします。

対象 高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)・専修学校の高等課程に進学する区内在住の方で、一定の要件を満たす方

貸付金額 国公立:20万円、私立:50万円

教育調整課管理係

TEL 5273-3070

FAX 5273-3510



島田育英基金

社会に有為な人材の育成に寄与することを目的として、島田育英基金の運用益金等を利用した育英資金を支給しています。

募集は「広報新宿」等でお知らせします。

対象 高等学校・高等専門学校・中等教育学校(後期課程)に進学する区内在住の方で、学業成績など一定の要件を満たす方

支給額 1人あたり12万円(15名程度)

総務課総務係

TEL 5273-3505

FAX 3209-9947



外国人留学生学習奨励基金

区内の大学等に在学中の留学生で、新宿区に住民登録しているなどの一定の要件を満たす方に、外国人留学生学習奨励基金の運用益金等を利用した奨励費を支給します。

奨励費 年額24万円

多文化共生推進課多文化共生推進係

TEL 5273-3504

FAX 3209-7455



高校進級・進路・入学相談

都立高等学校への入学・進級・転編入等の相談に応じます。

都教育相談センター

TEL 3360-4175(専用ダイヤル)



受験生チャレンジ支援貸付

高校・大学等の受験料と学習塾の費用を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は、申請により返済が免除されます。申請を希望する方には、申請書類等を郵送しますのでお問い合わせください。

対象

収入が一定の基準以下であり、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯

※貸付には審査があります。

貸付金額

● 中学3年生とこれに準ずる方

…塾の費用30万円・受験料2万7,400円(上限)

● 高校3年生とこれに準ずる方

…塾の費用30万円・受験料12万円(上限)

新宿区社会福祉協議会

TEL 5292-3250 FAX 5273-3082



高校三年生進路支援助成

新宿区子ども未来基金を活用し、生活困窮世帯の高校生が将来の進路や職業選択を見据えたチャレンジができるように、検定試験や資格試験、専門学校受験料の助成金を交付します。

対象 新宿区に住民登録がある高校3年生のうち、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯に属する方（他対象はホームページをご覧ください）

助成 上限5万円（年額）

申請方法 子ども家庭課企画係の窓口（区役所本庁舎2階）、郵送、FAX又は電子

子ども家庭課企画係

TEL 5273-4261

FAX 5273-3610



高校生全国大会等出場者助成

新宿区子ども未来基金を活用し、活動や体験の機会が広がる高校生が、文化・スポーツに対してチャレンジをあきらめないために、部活動・クラブ活動の全国大会等出場者に対して助成金を交付します。

対象 新宿区に住民登録がある高校生で、文化又はスポーツの全国大会及び関東大会に出場登録した方

助成額 上限5万円（年額）

申請方法 子ども家庭課企画係の窓口（区役所本庁舎2階）、郵送、FAX又は電子

子ども家庭課企画係

TEL 5273-4261

FAX 5273-3610



青少年健全育成

青少年健全育成活動

地区青少年育成委員会

青少年の健全な育成を図るため、地域の特色を生かしたさまざまな事業を展開し、地域の環境浄化に努めています。特別出張所単位で区内に10団体あります。

ピーポ110ばんのいえ → P65

子ども家庭課企画係

TEL 5273-4261

FAX 5273-3610



家庭・地域の教育力向上支援

家庭や地域の教育力向上を目的とした事業への支援を行っています。

新宿区青少年活動推進委員（区委嘱委員）会

同会が実施するキャンプや農業体験、親子自然体験、親子向け情報誌の発行などの青少年健全育成事業

新宿子育てメッセ

区と区内で活動する子育て関係団体等で構成する「新宿子育てメッセ実行委員会」が開催する「新宿子育てメッセ」の企画・運営

新宿区青少年活動推進委員



新宿子育てメッセ

子育て支援課子育て支援係

TEL 3232-0695

FAX 3232-0666

